

松山市立小中学校 通学区域の弾力化

令和5年度入学の申請は郵送で11月11日(金)まで

隣接校区選択制

令和5年度に市立小・中学校へ入学予定の新1年生とその兄弟で、松山市教育委員会が指定する住所地の校区の学校へ通学するよりも、隣接する学校へ通学する方が、距離が短く、安全性が確保できる場合は、隣接する学校(裏面参照)を選択できます。

通学校の変更を希望する場合

「通学校変更許可申請書」に必要な事項を記入し、松山市教育委員会学校教育課へ郵送。

申請書は、学校教育課および各小・中学校にあります。または、松山市ホームページからダウンロードしてください。(松山市ホームページ)▼通学校変更許可申請書ダウンロード

【申請書の配布期間】

10月3日(月)～11月11日(金)
(土・日曜・祝日は除く)

【申請期限】

11月11日(金) ※消印有効

【申請書の送付先】

〒790-0003 松山市三番町六丁目
六番地一 学校教育課 学籍担当

【注意点】

- 一、通学の距離・安全性を十分確認して、選択してください。
- 二、各小・中学校への通学は、原則として徒歩です。
- 三、隣接する学校は、裏面をご覧ください。全市域選択制の学校は選択できません。
- 四、特別支援学級に入級、もしくは入級予定の場合、本制度は利用できません。別途松山市教育委員会学校教育課までご相談ください。

全市域選択制

通学に公共の交通機関を利用できる市内中心部の番町・八坂・東雲小学校、豊かな自然の中で、少人数による様々な体験学習を実践している五明・立岩小学校は、市内全域から通学できます。
※東雲小学校は、全学年で募集はありません。

【対象者】

○番町小学校

令和5年度入学予定の新1年生

およびその兄弟

○八坂・立岩小学校

全学年の児童

○五明小学校

令和5年度入学予定の新1年生から新5年生

【申請方法】

希望する小学校の校長と児童・保護者が面談したのち、「通学校変更許可申請書」に必要事項を記入し、「面談証明書」を添えて学校教育課へ郵送。

面談証明書は申請に必須です。「通学校変更許可申請書」と「面談証明書」は通学を希望する小学校で発行されます。

【学校説明会及び面談】

学校説明会及び面談等の日は、直接各学校へご確認いただくか、「広報まつやま9月15日号」をご覧ください。

【申請期限】

11月11日(金) ※消印有効

【申請書の送付先】

〒790-0003 松山市三番町六丁目
六番地一 学校教育課 学籍担当

【申請の条件】

一、希望校の教育方針に賛同し、卒業まで学習活動を続けられること。

二、原則として、徒歩または公共の交通機関を利用し登校すること。

三、学校行事などに協力・参加すること。

四、特別支援学級に入級、もしくは入級予定の場合、本制度は利用できません。

【学校連絡先】

番町小学校	TEL 941 1446
八坂小学校	TEL 941 1448
五明小学校	TEL 977 2353
立岩小学校	TEL 996 0221

弾力化共通事項

【抽選】

各学校とも、校区の児童・生徒が優先となります。

弾力化による転入学希望者が、各学校の受入可能人数を超えた場合は公開抽選となります。

【抽選予定日・場所】

12月1日(木)

松山市役所第四別館 四階第一会議室(三番町六丁目六番地二)

【通学校変更許可書】

弾力化による校区外通学が許可となった方には、12月中旬に「通学校変更許可書」を送付します。

【その他の注意点】

一、「隣接校区選択制」および「全市域選択制」で申請できる学校は、それぞれ一校です。ただし、両方の選択制度の重複申請は可能です。

二、すでに弾力化で校区外通学をしている兄弟がいる場合でも申請は必要です。

三、健康診断を入学希望校で受診している場合でも、入学が許可された訳ではありませんので必ず申請が必要です。

四、申請書の提出後に転居を予定している方は、学校教育課へご相談ください。

五、申請書に不備があった場合などは、申請書に記入された連絡先に電話連絡いたします。

校区の学校へ入学する場合

手続きの必要はありません。
令和5年1月下旬に就学通知書を送付します。

校区外通学について

「弾力化制度」に該当しない校区外通学については、松山市教育委員会 学校教育課へご相談ください。

日浦、興居島の小・中学校、及び中島中学校への入学・転学については、「広報まつやま9月15日号」や松山市ホームページをご覧ください。

お問い合わせは

(教) 学校教育課 学籍担当
TEL 948 6870 FAX 934 1815